

第5章 実施体制と進捗管理

5-1 公園保護管理員

本ガイドラインは高ボッチ高原の美しい自然環境を後世へ引き継いでいくために定めるものであるが、自然公園法やエリア内に適用する規制（ルール）の順守や高原全体の利用者マナーの向上等を図るため、管理棟を主な活動拠点とした高原全体を管理する「公園保護管理員」の配置を検討する。

公園保護管理員は管理棟の管理運営、高原内の植生管理（支障木等の伐採、草原内の草刈り、外来植物の駆除）、高原全体の監視（ごみ投棄の防止、高原内の自然保護パトロール）等とし、高原で活動するボランティア団体等との調整を行いながら、美しい自然環境を保全するための活動を行っていくものとする。

5-2 高ボッチ高原自然環境保全協議会

本ガイドラインでは、高ボッチ高原の美しい自然環境を後世に引き継いでいくこととしているが、時代や自然環境の変遷等に合わせて、ガイドラインの運用を見直していく必要がある。

運用に当たって、高原に関わりを持つ関係者等との協議は、その都度行っていかなければならない。



高原の草原環境

5-3 実施体制

高原の管理には、公園保護管理員やボランティア、市民・事業者、臨時作業員等の人手が想定されるが、中でも主体となるのは公園保護管理員であり、ボランティアや市民等が従事できる作業は限られる。

沿道の低木伐採やズミの低木林の伐採は枝払いや搬出等の人手がかかる作業があり、臨時の作業員が必要となる。

外来植物のうちハルジオン・ヒメジョオン類は市民にも識別が可能で、市民参加による駆除作業の効果は高いが、ハルジオンの抜き取り方法等、詳細な指導が必要である。

公園利用者にも、利用のルールを守ってもらうだけでなく、積極的に保全活動に参加してもらえるような仕組みを構築することも必要で、ごみの持ち帰りから一歩進めて、落ちているごみを拾ってもらう、目についた外来植物を抜いてもらう、その他気づいた事項を報告してもらうといったことが考えられる。そのためには、拾ったごみや駆除した外来植物の受け入れ態勢を整える等の準備も必要となる。

希少種の事前調査、外来植物の監視、モニタリング調査・評価等は種の識別能力を持った専門家の協力も必要である。

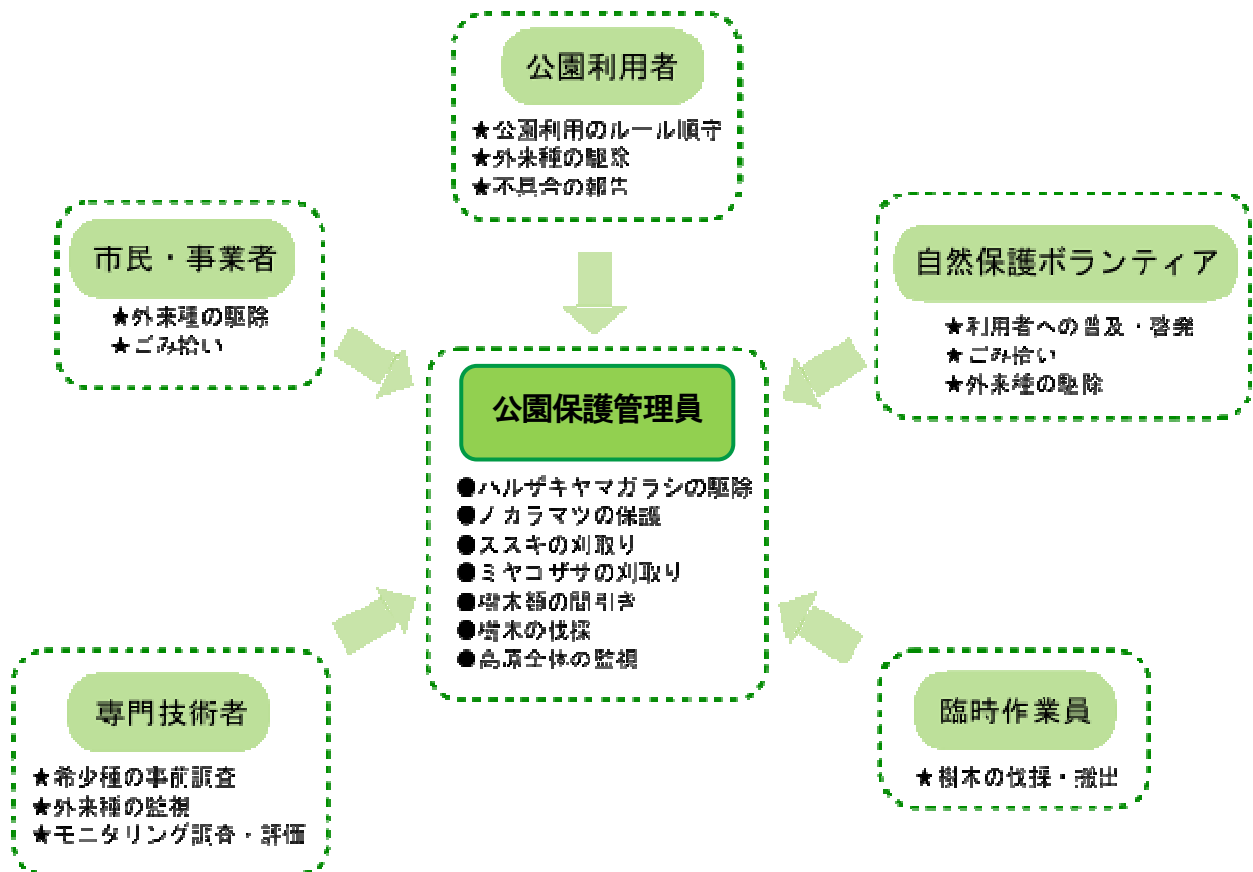


図 11 実施体制

5-4 PDCAによる進捗管理

高原では植生復元試験を3年間実施し、その成果をもとに本ガイドラインをまとめたが、目標の植生を復元するには不明な点も多い。例えば、ススキの刈り取りは3年間実施したが、成果は翌年の生育状況を見なければ判定できない。仮に成果があったとして、どの程度の期間継続すれば良いのか、何年か放置して再開すれば良いのか等は、現時点では不明である。

また、ススキの刈り取り方法は選択的な手刈りとしたが、作業効率が悪く、広大な面積を管理するためには刈り払い機の使用も検討しなければならない。

植生管理を実施した場合、当初の計画通りに草地在維持されたり、希少種が保全されたりしているか等の確認を行い、作業の評価をすることが必要である。

管理作業による植生変化が表れるのは翌年以降であり、予想した成果が得られない場合は、管理方法を再検討しなければならない。

このことから、

- ・ Plan ⇒ 植生管理計画
- ・ Do ⇒ 管理作業の実施
- ・ Check ⇒ モニタリング・評価
- ・ Action ⇒ 方法や手順の見直し・改善

のPDCAサイクルで取り組むことが重要である。

モニタリング・評価の項目は、「刈り取りによりススキの成長は抑制されているか」、「ミヤコザサの成長が抑制され、草地性の植物が増えているか」等、管理作業によって異なるが、いずれの場合も専門技術者による作業前の状況調査を実施していないと評価ができない。

ただし、詳細な調査でなくとも、草丈を測る、乾燥重量を量る、花の種類を数える、定点撮影をする等の方法で、作業前の状況を把握しておくことは必要である。

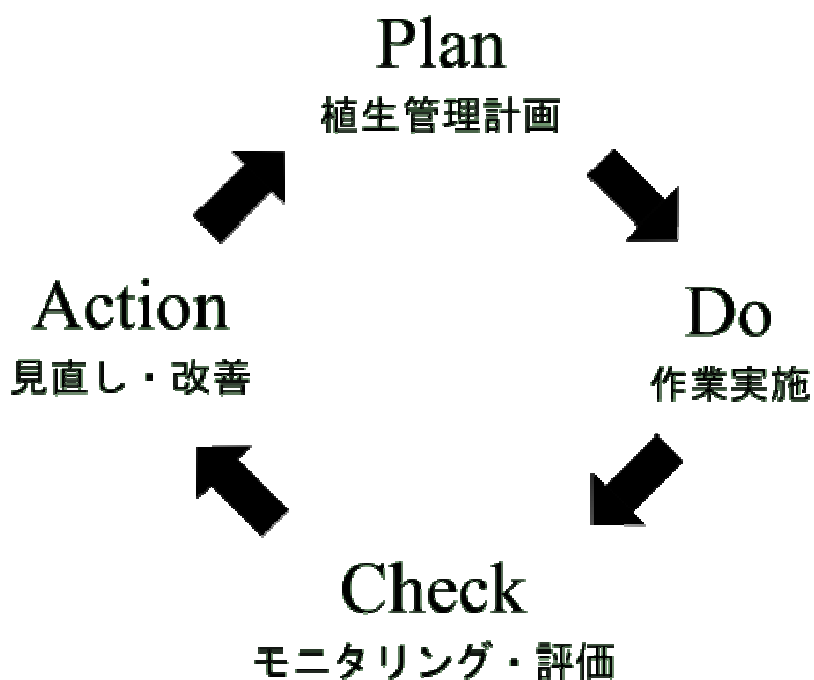


図12 PDCAサイクルによる管理